

平成24年3月

日本弁理士会

「弁理士及び特許業務法人の処分に関する運用基準」
の公表について

弁理士の懲戒制度等の在り方については、産業構造審議会 知的財産政策部会 弁理士制度小委員会で検討がなされ、また、既に経済産業大臣による懲戒処分に関する運用基準が公表されています。

当会としましても、会則に定める会員の処分の厳格かつ適正な実施のため「弁理士及び特許業務法人の処分に関する運用基準」を策定しましたので公表します。

< 公表資料 >

1. 弁理士及び特許業務法人の処分に関する運用基準
2. 日本弁理士会 処分基本量定表

弁理士及び特許業務法人の処分に関する運用基準

平成24年3月26日

改訂 平成28年3月17日

コンプライアンス委員会

第1 処分に関する基本的な考え方

1. 日本弁理士会の処分

弁理士及び特許業務法人の処分については、会則第49条で、「会員が法若しくは法に基づく命令又は会則若しくは会令に違反した場合、又は弁理士たるにふさわしくない重大な非行があった場合において、本会の秩序又は信用を害したとき」に、

会長が、

- (1) 「戒告」
- (2) 「この会則によって会員に与えられた権利の2年を限度とする停止」(以下「権利停止」という。)
- (3) 「経済産業大臣に対する懲戒の請求」(以下「懲戒請求」という。)
- (4) 「退会」

のいずれかの処分を行うことができる、としている。

※上記(2)でいう権利とは、会則第34条に定める会員の権利のことである。以下同じ。

また、弁理士が会則第57条第2項若しくは第3項、第57条の2又は第57条の2の2に違反し、継続研修の必要単位数又は必修科目を履修しなかったとき(継続研修義務不履行)は、会則第49条の特例である会則第54条の2で、

会長が、

- (1) 「戒告」
- (2) 「権利停止」
- (3) 「懲戒請求」

のいずれかの処分を行うことができる、としている。

2. 行為の種類、基本量定の設定、加重、軽減

前記した処分については、あらかじめ、①具体的な行為の種類とそれに対応した量定(基本量定)を定める(添付資料)。

さらに、②処分にかかる事案ごとの個別事情等を勘案して、基本量定に加重し又は基本量定から軽減して、具体的な事案に適用することとする。

かかる適用の基準は、処分の実効性等を高め、またその適切な実施（公平性、透明性等）を担保する観点から有効であり、またこれらの基準の存在は、弁理士に対するユーザーからの信頼性等を確保することにつながる。

3. 重大な処分の適用の区分

会長から経済産業大臣への懲戒請求以上の重い処分は、問題となる行為の内容によって次のとおり、適用を区分する。

- ① 弁理士法に違反し、又は弁理士たるにふさわしくない重大な非行となる行為であって、依頼者に直接的に不利益を与えた行為については、「懲戒請求」を適用し、
- ② ①以外で、日本弁理士会の自治の観点から重大な問題がある行為には「退会」の処分を適用する。

4. 基本量定表の適用

基本量定表は、従来の審査委員会が取り扱ってきた処分事例等をもとに、経済産業大臣による懲戒処分の基本量定を参考として策定した。

ただし、基本量定表はあくまでも審査委員会の同審査部及び覆審部、並びに継続研修履修状況管理委員会の判断の参考とすべき基本であり、これら委員会等の量定判断を拘束するものではない。現実が発生する個別事例は、事案ごとに内容や背景が異なり、それぞれに特徴があることから、画一的に処分基本量表を適用することが困難又は適切でない場合が想定されるからである。

第2 処分対象となる行為と基本量定

処分の対象となる行為によって、基本となる処分の量定を定める。また、「懲戒請求」は依頼者に直接不利益を与えた行為や法令違反等を対象とし、「退会」を含めた処分は会内自治の範囲で完結する行為を対象とする。

1. 行為の種類と基本量定の設定

- (1) 会則第49条及び同第54条の2に定める処分は、
 - ① 問題となる行為の内容や程度に応じて段階的に適用されること、及び
 - ② 同様の行為には何らかの事情がなければ原則として同様の処分が適用されることが、処分の実効性等を高め、またその適切な実施（公平性、透明性等）を担保するために必要である。そのため、具体的な問題行為の内容とそれに対応した処分量定（処分基本量定）を定め、弁理士に対する信頼性等を確保することとする。
- (2) 「行為の種類」には、処分の対象にすべき行為を、弁理士関連法規からピックアップ

ップして列記し、さらに、当該行為に違反した場合の「基本量定」を4種類の処分項目のうちのどれにするかを定める。基本量定を決めるにあたっては、昨今の社会情勢、特に知財業務の専門家を標榜する弁理士に対するユーザーからの目線を配慮しつつ、過去の会員処分の実情を踏まえたうえで、客観的な視点から定めなければならない。

(3) 処分の適用については、「戒告」と「権利停止」は、問題となった行為の内容にかかわらず問題行為の軽重の観点から適用するが、それらより重い処分の適用にあたっては、弁理士法に違反する行為及び弁理士たるにふさわしくない重大な非行によって出願や特許権の失効など依頼者に不利益を与えた場合に対する処分としては「懲戒請求」を適用し、これに該当しない重大なものに対する処分として「退会」を適用することとする。

2. 個別事案の事情による処分の加重と軽減

処分対象となる事案は、事案ごとに異なる背景や経緯を有しているため、そのような個別事情や周辺事情（悪意の程度、違反期間の長さ、反省の有無、被害回復の度合等）を勘案し、基本量定に加重し又は基本量定から軽減することができることとする。

【添付資料】 日本弁理士会 処分基本量定表

以上